

## 匠瑳市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

### 1 目的

本要領は、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的に、市民が暑さをしのぐ避難場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するため、必要な事項を定めるものである。

### 2 実施内容

熱中症対策として、当該施設管理者は市民が休憩できる場所として、以下の内容を実施する。

- (1) 各施設の出入り口や該当箇所等、見やすい場所へクーリングシェルター案内表示を掲示する。
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所への案内（問い合わせがあった場合）
- (3) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理（通常の運用及び設定で可）

### 3 応募要件

市内に所在する施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房施設を有すること。
- (2) 公表する開放可能日において、熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設の指定箇所を市民に開放することができること。
- (3) 市民の滞在のために必要かつ適切な空間が確保されていること。
- (4) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること。

### 4 施設運用期間

クーリングシェルターの運用期間は熱中症警戒情報の運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

なお、運用できる日及び時間帯は、施設の実情に応じるものとする。

### 5 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上で、電子メールまたは郵送により以下の応募先に提出するものとする。

(応募先)

匝瑳市 ゼロカーボン推進課 温暖化対策班

所在 〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ793番地35

電話 0479(73)0019

E-mail z-taisaku@city.sosa.lg.jp

## 6 提出後の流れ

応募様式提出後は、以下の流れのとおりとする。

- (1) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター施設情報の公表（市ホームページ等）
- (4) 運用開始

## 7 物資の配布

クーリングシェルターに指定した施設に以下の物資を配布する。

- (1) クーリングシェルター案内用掲示物
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシ

## 8 協定の有効期間

協定で定めた有効期間満了の2カ月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合は、引き続き同一の条件により1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

## 9 協議

協定について疑義が生じたとき又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度、協議して定めることとする。

## 10 その他

- (1) 公序良俗に反する場合や、取組の趣旨に適さない場合など、市が不相当と認める場合には、クーリングシェルターとして指定しないこととする。
- (2) クーリングシェルターの運営に要する経費等について、市による財政的な支援はしないこととする。

匝瑳市熱中症予防対策に係る指定暑熱避難施設応募用紙

匝瑳市長 あて

令和 年 月 日

施設名				
代表者名	役職名		氏名	
住所				
担当者 連絡先	部課名		役職名	
	電話番号		氏名	
	E-Mail (必須)		FAX	
開放日・ 開放時間				
受入可能 人数				
その他 記入欄				